明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七）　二
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（二八）　三
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（二九）　三
〔府　令〕
○金融経済教育推進機構に関する内閣府令（内閣府一〇）　五
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一一）　八
〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇）　八
○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　九
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産五）　一二
〔告　示〕
○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示（こども家庭庁・文部科学・厚生労働一）　一三
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委二）　一七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四六、四八、五〇、五一）　二四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同四七）　二五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四九）　二六
○特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する件（文部科学九）　二七
○学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者及び大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する等の告示（同一〇）　三〇
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同一一）　三三
○ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働一）　三三
○建築基準法施行令第百三十条の九第一項の規定に基づき、安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件の一部を改正する告示（国土交通八七）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五
四八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　普通地方公共団体の委員会等が在宅勤務等手当の支給の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとした。（第一三二条関係）

2　普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当を除外することとした。（第一七三条の四関係）

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る地方自治法施行令の規定を合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責について準用するための規定の整備を行うこととした。（第五〇条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第二八号）（総務省）

1　補償基礎額の引上げ

㈠　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を九、一〇〇円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項第一号及び別表関係）

㈡　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第二九号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　銀行の休日

銀行の営業所の休日について、本店等の一部の営業所のみを承認制の対象とし、その他の営業所については、届出制に変更することとした。（銀行法施行令第五条第二項第二号、第三号関係）

2　特定銀行代理業者の休日

特定銀行代理業者の営業所等の休日について、主たる営業所等の一部の営業所等のみを承認制の対象とし、その他の営業所等については届出制に変更することとした。（銀行法施行令第一六条の七第二項第二号関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令及び労働金庫法施行令の一部改正関係

銀行法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　その他

1　経過措置

所要の経過措置を定めることとした。

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十七号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の四第二項及び第二百四十三条の二の七第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第四号中「扶養手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第百七十三条の四第一項各号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第百七十三条の四第一項の項から第百七十三条の四第一項第二号の項までの規定中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇」を「一二、五〇〇」に、「一三、三二〇」を「一三、三五〇」に、「一〇、六七〇」を「一〇、八〇〇」に、「一一、五五〇」を「一一、六五〇」に、「八、九〇〇」を「九、一〇〇」に、「九、七九〇」を「九、九五〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十九号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第四項、第五十二条の四十六第一項（信用金庫法第八十九条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項及び労働金庫法第九十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第二項、信用金庫法第八十八条第二項、協同組合による金融事業に関する法律第七条第二項並びに労働金庫法第九十八条第二項及び第九十八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「本店その他の内閣府令で定める営業所につき」に、「業務」を「当該銀行の業務」に改め、「当該営業所につき」を削り、同項第三号中「を設置する際に、当該営業所」を「（前号に規定する営業所を除く。）」に改める。

第九条に次の一項を加える。

2　外国銀行支店に第五条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「本店」とあるのは、「法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店」とする。

第十一条、第十二条の二及び第十二条の三中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十六条の七第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定銀行代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

第十七条の四第一項第四号中「第十六条の七第二項第二号イ」を「第十六条の七第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「第十六条の七第二項第二号」を「第十六条の七第二項第二号ロ」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第四号中「第十三条の三第二項第二号」を「第十三条の三第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「第十三条の三第二項第二号」を「第十三条の三第二項第二号ロ」に改める。

第十二条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該金庫の業務」に改め、「当該事務所につき」を削り、同項第三号中「を設置する際に、当該事務所」を「（前号に規定する事務所を除く。）」に改める。

第十三条の三第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該信用協同組合等の業務」に改め、同項第三号中「を設置する際に、当該事務所」を「（前号に規定する事務所を除く。）」に改める。

第五条の六第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

第八条第一項第四号中「第五条の六第二項第二号」を「第五条の六第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「第五条の六第二項第二号」を「第五条の六第二項第二号ロ」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第四条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該金庫の業務」に改め、「当該事務所につき」を削り、同項に次の一号を加える。

三　金庫がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日

第六条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第七条の二第二項中「特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて」を「特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において」に改め、同項第一号中「読み替えて」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令・厚生労働省令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定労働金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

ロ　当該特定労働金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日

第十条の二第一項第四号中「第七条の二第二項第二号」を「第七条の二第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「規定並びに」を「規定」に、「による届出」を「並びに第七条の二第二項第二号ロの規定による届出」に改める。

第十一条第一項第四号中「第七条の二第二項第二号」を「第七条の二第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「限る。）及び」を「限る。）」に、「）並びに」を「）及び同条第二項の規定による届出の受理」に、「第五十二条の五十二」を「第五十二条の五十二及び」に改め、「及び第五十三条第四項」を削り、「受理並びに」の下に「第六条第二項第三号及び第七条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法施行令（第三項から第七項までにおいて「旧銀行法施行令」という。）第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、銀行法第二条第一項に規定する銀行の営業所（本店その他の内閣府令で定める営業所に限る。第三項及び第四項において「本店等」という。）に係るものにあっては第一条の規定による改正後の銀行法施行令（第三項から第七項までにおいて「新銀行法施行令」という。）第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

２　銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店に前項の規定を適用する場合においては、同項中「本店」とあるのは、「（同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店」とする。

３　この政令の施行の際現にされている旧銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による承認の申請は、本店等に係るものにあっては新銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

４　この政令の施行前に旧銀行法施行令第五条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、本店等に係るものにあっては新銀行法施行令第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

５　この政令の施行の際現に旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第七項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

６　この政令の施行の際現にされている旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

７　この政令の施行前に旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「旧信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「新信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号に規定する事務所（次項及び第三項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

２　この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

３　この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十二条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

４　この政令の施行の際現に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

５　この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

６　この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の際現に第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項から第六項までにおいて「旧協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項から第六項までにおいて「新協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第二号に規定する事務所（次項及び第三項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

２　この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

３　この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

4　この政令の施行の際現に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

5　この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

6　この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

（労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この政令の施行の際現に第四条の規定による改正前の労働金庫法施行令（次項から第四項までにおいて「旧労働金庫法施行令」という。）第六条第二項第二号に規定する事務所（次項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2　この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

3　この政令の施行の際現に旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イに規定する営業所等（次項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

4　この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

府令

○内閣府令第十号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百二十一条第二項、第百二十五条第一項、第三項及び第五項、第百二十八条第三号並びに第百二十九条の規定に基づき、並びに同法第四章第二節の規定を実施するため、金融経済教育推進機構に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融経済教育推進機構に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（委員の任命の認可の申請）

第二条　機構の理事長は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　任命しようとする委員の氏名及び履歴

二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　任命しようとする理由

（委員の解任の認可の申請）

第三条　機構の理事長は、法第百三条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　解任しようとする委員の氏名

二　解任しようとする理由

（役員の任命の認可の申請）

第四条　機構の理事長は、法第百九条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　任命しようとする理事の氏名及び履歴

二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　法第百十一条の規定に該当し、又は法第百十三条本文の規定に違反する者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　任命しようとする理由

（役員の解任の認可の申請）

第五条　機構の理事長は、法第百十二条第二項の規定による解任の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　解任しようとする理事の氏名

二　解任しようとする理由

（役員の兼職の承認の申請）

第六条　機構の役員は、法第百十三条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容

二　兼職の期間並びに執務の場所及び方法

三　兼職を必要とする理由

（業務の委託の認可の申請）

第七条　機構は、法第百二十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　委託しようとする業務の内容

三　委託することを必要とする理由

四　委託の条件

（業務方法書の変更の認可の申請）

第八条　機構は、法第百二十一条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　変更の議決をした運営委員会の議事の経過

四　その他参考となるべき事項

（業務方法書の記載事項）

第九条　法第百二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融経済教育を行う業務に関する事項

二　法第百十九条第二号に規定する必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行う業務に関する事項

三　法第百十九条第三号に規定する調査研究を行う業務に関する事項

四　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（経理原則）

第十条　機構は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定の設定）

第十一条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

（予算の内容）

第十二条　機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第十三条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第十七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第十八条第二項の規定による経費の指定

三　第十九条第一項ただし書の規定による経費の指定

四　短期借入金の借入限度額

五　前各号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第十四条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。

（予算の添付書類等）

第十五条　機構は、法第百二十四条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

2　機構は、法第百二十四条第一項後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

（予備費）

第十六条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　機構は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（債務を負担する行為）

第十七条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって金融庁長官の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用等）

第十八条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第十四条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、金融庁長官の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第十九条　機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を金融庁長官に提出しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を金融庁長官に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の支出予算現額のうち不用額

（事業計画）

第二十条　法第百二十四条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

一　金融経済教育を行う業務に関する事項

二　法第百十九条第二号に規定する必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行う業務に関する事項

三　法第百十九条第三号に規定する調査研究を行う業務に関する事項

四　その他必要な事項

2　機構は、法第百二十四条第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第二十一条　機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第十七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、金融庁長官に報告しなければならない。

（財務諸表）

第二十二条　法第百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、利益の処分又は損失の処理に関する書類、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（附属明細書）

第二十三条　法第百二十五条第一項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に対する出資に関する事項

イ　出資者及び出資額の明細（出資者ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　法令上の根拠

ハ　政府の出資に係る国の会計区分

二　主な資産及び負債の明細に関する事項

イ　短期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ハ　現金及び預金、未収収益その他の主な資産及び負債の明細

三　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四　主な費用及び収益に関する事項

イ　当該事業年度及び前事業年度までに受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの（以下「国庫補助金等」という。）の明細（当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係についての説明を含む。）

ロ　役員及び職員の給与の明細

ハ　その他機構の事業の特性を踏まえ、重要と認められる費用及び収益の明細

（事業報告書）

第二十四条　法第百二十五条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の概要

イ　事業内容

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び政府の出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

ホ　職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）

ヘ　機構の沿革（設立の根拠が法である旨を含む。）

ト　主務大臣が内閣総理大臣である旨

チ　運営委員会に関する事項その他の機構の概要

二　当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

三　事業計画の実施の結果

四　当該事業年度及び前事業年度までの短期借入金の借入先、借入れに係る目的及び借入金額

五　国庫補助金等の名称、目的及び金額

六　機構が対処すべき課題

（決算報告書）

第二十五条　法第百二十五条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　前項の決算報告書には、第十三条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第二十六条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（債務に関する計算書）

第二十七条　第二十五条第一項の債務に関する計算書は、第十七条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに記載しなければならない。

（縦覧期間）

第二十八条　法第百二十五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、五年とする。

（電磁的方法）

第二十九条　法第百二十五条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）

第三十条　法第百二十五条第五項に規定する措置として内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（短期借入金の認可の申請）

第三十一条　機構は、法第百二十七条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項

（余裕金の運用方法）

第三十二条　法第百二十八条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補塡する契約があるものに限る。）とする。

（会計規程）

第三十三条　機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2　機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更の認可の申請）

第三十四条　機構は、法第百三十二条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　変更の議決をした運営委員会の議事の経過

四　その他参考となるべき事項

（認可の申請等の経由）

第三十五条　法第四章第二節又はこの府令の規定による内閣総理大臣に対する認可又は承認の申請及び書類の提出は、金融庁長官を経由してしなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における第二条第二号ロ及び第四条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

○内閣府令第十一号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十一条第二項の規定を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十　略］ 四十一　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項、第七十条第三項及び第百三十一条第二項 ［2～4　略］	1　［同上］ ［一～四十　同上］ 四十一　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項及び第七十条第三項 ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条の四第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月九日

総務大臣　松本　剛明

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（基準給与年額の算定方法） **第十三条の二**　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。 ［一・二　略］ 三　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は	（基準給与年額の算定方法） **第十三条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給

寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）

［２・３　略］

4　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

［一・二　略］

三　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。）の額に十二を乗じて得た額

［５・６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二号

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第六条及び第九条から第十一条までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月九日

文部科学大臣　盛山　正仁

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成三十一年文部科学省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（人クローン胚の作成の届出）	（人クローン胚の作成の届出）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり人クローン胚を作成しようとする者又は体細胞提供機関（人クローン胚の作成に用いるヒトの体細胞の提供を受け、作成者に当該体細胞を移送する機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書及び人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。	3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり人クローン胚を作成しようとする者又は体細胞提供機関（人クローン胚の作成に用いるヒトの体細胞の提供を受け、作成者に当該体細胞を移送する機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面及び人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。
（動物性集合胚の作成の届出）	（動物性集合胚の作成の届出）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり動物性集合胚を作成しようとする者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書を添付しなければならない。	3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり動物性集合胚を作成しようとする者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。
（ヒト胚核移植胚の作成の届出）	（ヒト胚核移植胚の作成の届出）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。	2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚又はヒトの生殖細胞（以下「ヒト受精胚等」という。）の種類、入手先及び入手方法	四　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の入手先及び入手方法
五　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚等の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの	五　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［同上］
六・七　［略］	六・七　［同上］
3　第一項に規定する届出書には、ヒト受精胚等の提供者の同意を得るに当たりヒト胚核移植胚を作成しようとする者又は提供医	3　第一項に規定する届出書には、ヒト受精胚の提供者の同意を得るに当たりヒト胚核移植胚を作成しようとする者又は提供医療

療機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚等の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚等を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（記録の作成等）

第九条　法第十条第一項の規定による記録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により作成し、保存するものとする。

２　前項の記録が電磁的記録により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３～４　［略］

５　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　作成に用いられたヒト受精胚等の種類及び入手先

三　作成に用いられたヒト受精胚等の提供者の同意に関する事項

四　［略］

６　［略］

［条を削る。］

機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（記録の作成等）

第九条　法第十条第一項の規定による記録は、文書、磁気テープその他の記録媒体により作成し、保存するものとする。

２　前項の記録が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３～４　［同上］

５　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　作成に用いられたヒト受精胚の入手先

三　作成に用いられたヒト受精胚の提供者の同意に関する事項

四　［同上］

６　［同上］

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第一条第一項、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条、第八条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一の一中「書面」を「説明書」に改める。

様式第一の三中「書面」を「説明書」に改める。

様式第一の五を次のように改める。

様式第一の五（第５条第１項関係）

特定胚（ヒト胚核移植胚）作成届出書

年　　月　　日

文部科学大臣　　殿

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（ヒト胚核移植胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　）
事務連絡先	名称
	電話番号　　（　　）
所在地	郵便番号（　　）
	電話番号　　（　　）
担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	ヒト胚核移植胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年　月　日～　年　月　日

作成後の取扱いの方法			
ヒト胚核移植胚の取扱場所（注１）			
ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性			
作成者の技術的能力			
作成者の管理的能力			
作成に用いるヒト受精胚等の提供に関する事項			
ヒト受精胚等の種類、入手先及び入手方法			
種類	入手先	入手方法	
ヒト受精胚等の提供者の同意の取得の方法（注２）			
説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名	
同意の撤回期間（日数）			
同意の撤回の方法			
個人情報の保護の方法			
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野			
名称			
構成員及び専門分野	計　名（男性　名：女性　名）		
氏名	所属	専門分野	
倫理審査委員会の意見			

注１　ヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面については別添として添付すること。
注２　提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した説明書については別添として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとができる。

○農林水産省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月九日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二（第百六十三条関係）	別表第二（第百六十三条関係）
毒薬　（略）	毒薬　（略）
劇薬	劇薬
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　カプロモレリン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一㎖リットル中カプロモレリン酒石酸塩として一〇・〇㎎グラム以下を含有する内用剤を除く。	（新設）
十四～六十一　（略）	十三～六十　（略）

別表第三（第百六十八条関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）	別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）
一～二十六　（略） 二十七　カプロモレリン 二十八～百五十一　（略）	一～二十六　（略） （新設） 二十七～百五十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。